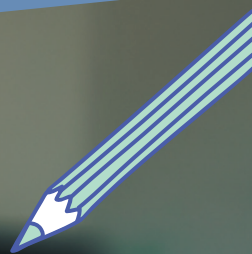


みらいへの
一歩を踏み出そう！



JA 教育ローン



カード型

卒業時に返済スタート！
フレキシブルに対応する教育ローンです！

みらい

変動金利 年2.35%



© よりぞう

就職後も
サポートします！

返済期間内にご融資対象の

お子さまが就職後、島根県内にお住まいの場合

※「申込書」をご提出いただいた以降、直近の返済日の翌日から引き下げとなります。

証書貸付型

返済プランがたてやすい！
計画的にご利用いただける教育ローンです！

大すき!島根

固定金利 年3.05%

変動金利 年2.35%

さらに

年0.2%
引き下げ!※

●別途保証料がかかります。詳しくは裏面をご確認ください。●変動金利型のお借入れ後の利率は、基準金利の変動によって返済額も変更になりますのであらかじめご了承ください。●カード型「みらい」については、変動金利型のための取扱いです。●金利は金融情勢の変化により、見直しさせていただく場合もあります。●店頭にて返済額の試算を承っております。●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年10月1日現在



JA教育ローン商品内容 (島根県農業信用基金協会保証)

商 品 名	証書貸付型「大すき！島根」	当座貸越型（カード型）「みらい」
ご 利 用 い た だ け る 方	●個人の方。(所定の金額を出資いただき、組合員となっていただきます。) ●教育施設に就学予定または就学中の子弟を有する方。 ●当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ●その他所定の要件を満たしている方。	
年 齢	お借入時の年齢が満18歳以上で、かつ完済時年齢が満80歳未満の方。	お借入時の年齢が満18歳以上70歳未満の方
勤 続 年 数	原則として勤続（営業）年数が1年以上の方。	不問です。
所 得	前年度税込年収が150万円以上ある方。	前年度税込年収が150万円以上ある方。 (非農業者かつ自営業者は300万円以上)
居 住 条 件	居住実態が確認できる方。	
お 使 い み ち	就学されるご子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等教育に関するすべてとします。 他の金融機関の教育ローン借換	
お 借 入 期 間	据置期間を含め6か月以上15年以内。 お借換の場合は現在ご利用中の教育資金の残存期間内。	1年後の応当日の属する月の15日（以降は指定年齢到来まで自動更新）
お 借 入 金 額	5万円以上1,000万円以内。1万円単位とし、所要資金の範囲内とします。	ご契約極度額10万円以上700万円以内、10万円単位とします。
お 借 入 利 率	固定金利型・変動金利型のいずれかを選択いただけます。 ※変動金利は、基準金利の変動によって返済額も変更になりますので、あらかじめご了承ください。 (適用利率については窓口までお問い合わせください。)	変動金利型
ご 返 済 方 法	元利均等返済とし、 ①毎月返済方式 ②特定月（年2回）増額返済方式 のいずれかを選択いただけます。 ※元利均等返済は、毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方式です。	●就学期間（貸越可能期間）は利息および保証料をお支払いいただきます。（元金返済は任意です） ●卒業後（貸越可能期間終了後）は契約金額（借入極度額）に応じた約定返済金額（元金+利息+保証料）が毎月15日に返済用貯金口座から自動引落としとなります。
担 保	不要です。	
保 証 人	原則不要です。 ※島根県農業信用基金協会が保証いたします。	
保 証 料	金額・期間に応じた保証料（年率0.35%～0.50%分割後払い方法）をお支払いいただきます。	約定返済日に元金・利息の返済にあわせ、ご利用いただいた金額・期間に応じた保証料（年率0.35%～1.00%）をお支払いいただきます。
手 数 料	繰上返済を行う場合や返済条件を変更される場合の手数料は、無料です。 A T M・C Dをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。	
そ の 他	貸付対象のお子さまが、さらに上級の学校に進学する場合には、乗り換え貸付をすることができます。 ●お子さまの学籍を確認させていただくことで、指定年齢到来まで貸越可能期間を延長することができます。 ●当座貸越型（カード型）から証書貸付型に切り替えることもできます。	

※上記は島根県農業信用基金協会保証の場合となります。※上記のほかにもその他保証会社の商品もございます。（保証会社によって、金利(ご融資金利+保証料)が異なります。)

お申し込みの際にご用意いただく書類

- ・合格通知書、在学証明書等
- ・本人確認書類
- ・所得を証明する書類
- ・住民票(家族全員が記載されたもの)等
- ・お勤め先等が確認できる書類等※

※お勤め先等が確認できる書類の例
 A群：源泉徴収票、「住民税決定通知書」等
 B群：「マイナポータル（マイナ保険証）画面」、
 「資格情報のお知らせ」
 「健康保険の資格確認書」等
 A群、B群から それぞれ1通以上 をご提出ください。

その他、上記以外の書類を提出いただく場合があります。